

2012.9.13

## B型肝炎訴訟について

奥泉尚洋

## 1 B型肝炎訴訟（先行訴訟）の提起の経過・目的

北海道の患者団体が、難病対策として行われていた肝炎対策の後退の動きの中で、ウイルス性肝炎感染患者の多さの原因を調査すると「集団予防接種の注射器の連続使用が感染の大きな原因」と指摘する文献が多々あった（別添1参照）。この指摘を法的な責任として明確化し、肝炎対策を後退させず全国に拡大させることを目的として提訴。

## 2 先行訴訟の経過

1989年（平成元年）6月原告5名提訴

2000年（平成12年）3月札幌地裁判決・原告敗訴

2004年（平成16年）1月札幌高裁判決・原告3名勝訴他の2名について除斥期間経過を理由に敗訴

2006年（平成18年）6月最高裁判決・原告全員勝訴

## 3 訴訟における争点

## (1) B型肝炎感染と集団予防接種の因果関係

B型肝炎ウイルスの感染力の強さから、他の感染経路の可能性から原告らの感染の原因が集団予防接種での注射器等の連続使用と認定できるかどうかが争点となった。

## (2) 集団予防接種と公権力の行使並びに国の予見可能性及び結果回避義務

## ① 肝炎に関する医学知見について

血液を介して感染する肝炎の存在とその感染原因が医療行為、予防接種の際の注射器の連続使用にあることの指摘、予防接種における1人1針1筒の実施が必要等の諸外国の医学文献があり、それらは日本にも紹介されていた（別添2、3）

## ② 予防接種制度と接種方法

1948年（昭和23年）6月 予防接種法成立、

接種の方法について・昭和23年11月厚生省告示（注射針の一人ごとの消毒）、昭和24年10月厚生省告示（ツ反・注射針のアルコール払しょくで可）、昭和25年2月厚生省告示（ツ反、BCGの接種の際の注射針の取り換え）、昭和33年9月予防接種規則「注射針、接種針及び乱刺針は、被接種者ごとに取り換えなければならない」昭和63年告示 WHO勧告に基づき、予防接種における注射筒の交換及びツ反における

る注射針・注射筒の交換の指示（別添4～9）

### （3）民法724条（除斥期間）の適用

## 4 国の主張

### （1）因果関係について

H B Vは感染力が強く、集団予防接種での注射器の連続使用での感染可能性は否定しないが、感染原因は多岐にわたり、「想像を超える感染経路」があるから、原告の感染原因が集団予防接種の注射器の連続接種にあるとの認定はできない。

### （2）責任について

- ① ディスポの注射器の普及前は一人毎の交換は経済的にできなかった。
- ② B型肝炎ウイルスが検出できるようになったのは昭和45年であり、それまでは、B型肝炎の病態は分からず、連続使用の危険性も分らなかった。

## 5 判決

### （1）札幌地裁

一般的な感染可能性は認めるも、「想像を超える感染経路」もあることから原告らの個別因果関係は認定できない。

### （2）札幌高裁

5人の原告について、法的に個別因果関係を認めるとともに、国の責任を認定。ただし、最終接種後20年以上経過した原告2名について除斥期間経過を理由に請求棄却  
高裁判決（医学的知見の認定、責任の認定について等）参照（別添10）

### （3）最高裁

札幌高裁の事実認定を前提に、因果関係認定の根拠について補足し、除斥期間の解釈について高裁の判断を変更して除斥期間の起算点を「発症時」として、5人全員勝訴判決（別添11、なお、国は責任が認定されたことについては上告の申し立てをしていない。）

## 6 最高裁判決後

最高裁判決後、「感染被害者及びその遺族の方々に対する救済措置が講じられなかったことから」（基本合意書前文）、2008年（平成20年）3月札幌地裁での提訴をはじめとして全国各地で提訴、10地裁まで拡大

2011年（平成23年）6月 基本合意締結

## 7 真相究明・再発防止のために

### （1）肝炎感染の危険についての国の認識

例えば「防疫必携」（別添12）「日本医事新報」（別添13）など

※（高裁判決）「昭和25年に、皮内注射であるツベルクリン反応検査においてすら、一人ごとの消毒済み注射針の取り換えを必要としていたもので、このことは、その後改正された昭和33年9月17日厚生省令第27号により予防接種法に基づく予防接種規則が「注射針、接種針及び乱刺針は、被接種者ごとに取り換えなければならない」と定めた趣旨、目的と同一のものを、昭和25年当時既に持っていたものと認めることができる。」

## （2）現実の予防接種の実施状況

### ① 注射針さえ取りえない接種実態の放置

※最高裁判決の認定

### ② ツ反接種の注射針の取り換え告示（昭和25年告示）の無視

### ③ 注射「筒」の連続使用の放置（昭和62年WHO勧告まで）－B型肝炎ウイルスの発見、感染力等の知見確立後も放置

## （3）なぜ、連続使用が続けられたのか

## （4）被害発生の確認等、その後の対応について

連続使用の禁止の通達後、それ以前に禁止行為を認めていたことによる実態や被害発生について、早急に調査し、その結果に基づく対策をとるべきだったのではないか。

以上

## 別添資料

- 1 飯野四朗「無症候キャリア」（日本臨床・肝胆疾患 昭和63年2月28日発行）
- 2 英国保健省「黄疸の伝染における注射器の役割」（LANCET 1945.7.28）
- 3 楠井賢造「肝炎の問題を中心として」（治療33巻12号 昭和26年12月）
- 4 予防接種施行心得（昭和23年11月11日厚生省告示第93号）
- 5 ツベルクリン反応検査心得及び結核予防接種心得（昭和24年10月24日厚生省告示第231号 結核予防行政提要上巻抜粋）
- 6 厚生省告示第39号（昭和25.2.15）
- 7 予防接種実施規則（昭和33年9月17日）
- 8 厚生省通達「予防接種等の接種器具の取扱いについて」（昭和63年1月27日）
- 9 WHO 1987年勧告（訳文）
- 10 札幌高等裁判所判決（抜粋）

- 11 最高裁判決（抜粋）
- 12 防疫必携第1版（厚生省 1955年第1版）
- 13 日本医事新報記事抜粋（昭和32年6月19日号）